

## 平成28年度第3回定例農業委員会 議事録

### 1. 開催日時

平成28年6月8日(水)      開会 午前 9時30分  
閉会 午前 10時22分

### 2. 開催場所

岡垣町役場 301会議室

### 3. 出欠の状況

#### (1) 出席委員 12名

田原 一男	俵口 和義	青柳 政士	俵口 徹	廣渡 秀雄
筑紫 利英	田中 誠二	深田 明俊	広渡 輝男	麻生 孝子
戒能 杉雄	刀根 基光			

#### (2) 欠席委員 2名

藤岡 満	神屋 種義
------	-------

### 4. 委員会に附した議案

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 1件  
議案第10号 荒廃農地に係る非農地判断について

### 5. 事務局出席者

上部 龍二      秦 啓      岩崎 泰政

議長            それでは、定刻少し前ですけれども全員揃われましたので只今より第3回定例農業委員会を始めさせていただきます。起立。礼。

全員            おはようございます。

議長            それでは早速、現地確認順序について、事務局、説明お願いいたします。

事務局          はい、それでは本日の現地確認順序です。農地法第5条の申請が出ております三吉に向いたいと思います。以上です。

議長            はい、それでは、現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

#### 【現地確認】

議長            それでは再開いたします。議事に入ります前に本日の議事録署名人を、廣渡秀雄委員と筑紫利英委員よろしくをお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。議案第9号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局          はい、それでは議案の1ページをご覧ください。議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地を耕作以外の目的に供するため、同法施行令第15条第1項の規定に基づき申請されたので承認を求める。平成28年6月8日、岡垣町農業委員会会長、田原一男。今回の5条の申請は1件となっております。申請人、相手方については議案に記載の通りです。申請地につきましては地目が田、地積が525㎡、用途区分としてはその他の農地となっております。今回の転用の目的といたしましては資材置き場。権利の内容としましては売買による所有権移転です。農地の種類につきましては第2種農地、用排水に関しては雨水のみで自然流下、予算措置に関しましては自己資金となっております。

それでは、配布しておりますチェックリストの方をご覧ください。許可基準について確認していきたいと思います。まず、立地基準についてです。農地区分としては第2種農地です。判断理由といたしましては概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設等なく、第3種農地ではない。また、農地の広がり、10ha未満であり第1種農地ではないため、第2種農地として判断しております。それと、代替地の検討もされております。代替地がない理由としましては他の土地2ヶ所について、候補地として総合的に検討しましたが、形状や立地条件に支障があり事業に供する土地としては不採用となったため今回の土地が申請されております。次に2ページの一般基準に移りたいと思います。まず、実現の確実性です。今回の予算措置としては自己資金となっております。転用行為を行うのに必要な資力の確認としまして資金計画書の提出をいただいております。また、その計画書にある資金の裏付けとなる資料の提出もい

ただいております。そして、転用行為の妨げとなるような権利を有するものがないませんでしたのでその部分を確認しております。そしてこの事業計画自体は許可後すぐに着工したいということで事業計画書が提出されています。許可後すぐということなので7月着工、共用開始をしたいという形で事業計画書が提出されております。次に申請農地の面積が事業目的からみて適正かというところですが、議案の6ページに計画図を添付しております。今回の転用目的が資材置き場ということで、この土地の形状が三角形になっております、それで真ん中に関しては資材を積み下ろしする場所として確保して、あとは、今回の申請人の方が建設業を営まれているということで事業に必要な資材を土地の周りに配置して資材置き場として使うという計画が出ております。こういった計画図からみても申請地全体を利用されているという計画が挙がっておりますのでこの部分からみても適正と判断しております。資材置き場で使うということなので土地の造成のみを目的としておりません。それでは次に、周辺の営農への支障という部分です。今回資材置き場として使うにあたって、この土地に関して、手を加えることなく現状のまま使用されるという事で計画をされております。土地自体は埋められているという中で、断面図を7ページにつけておりますが、のり面が緩やかな形状になっているこのまま使用されるということになっています。また、水利承諾書も地元の農組から提出されております。また、集団的な農地の分断等にも当たらないというところで周辺への営農への支障はないものと判断しております。議案第9号については以上となります。

議長 はい。それでは、何かご質問、ご意見等ございましたら。

議長 ありませんか。

全員 はい。

議長 ないようでしたら、ご承認いただけますでしょうか。

全員 はい。

議長 ありがとうございます。それでは続きまして議案第10号 荒廃農地に係る非農地判断について事務局説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、議案の8ページをご覧ください。議案第10号 荒廃農地に係る非農地判断について。調査の結果、農地法の運用について第4の(3)に定める農地に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地としての決定を求める。平成28年6月8日岡垣町農業委員会会長 田原一男。今回の非農地判断に関しましては手野地区、三吉地区、吉木地区の3地区で行っております。調査としましては160筆行いまして、その中で非農地と判断したものが83筆となっております。内訳としては田が4筆、畑が79筆となっております。今回非農地と判断した合計面積が48,898㎡となっております。後、詳細な内訳は議案の9ページから14ページに地区ごとに分けて記載し

ております。事前に配布させていただきました現況写真に全ての土地を載せてあります。議案第10号については以上となります。

議長 今、説明がございましたが何かご質問ご意見ございましたら。

議長 よろしいでしょうか。

全員 はい。

議長 それでは非農地判断についてご承認いただけますでしょうか。

全員 はい。

議長 それでは続きまして、その他の方に入らせていただきます。

#### 【その他事項】

① 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

② 農業委員会PRイベント「枝豆狩り体験」の実施について

③ 次回の日程について

議長 それでは、以上をもちまして、第3回の定例農業委員会を終わらせていただきます。起立。礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。